

# 児童扶養手当等、特別障害者手当等の手当額変更

## 児童扶養手当等は8月、特別障害者手当等は5月定例払から

4月分からは下表のとおり手当額が変更となります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当は8月定例払から、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当は5月定例払から変更後の金額を振り込みますので、ご確認ください。

この変更は、平成29年平均の全国消費者物価指数が上昇(対前年比変動率0.5%)したことに伴い、法律の規定により手当額が改定されるものです。

児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する問合せ先  
子育て支援課給付係  
☎(3647)4754  
FAX(3647)9196

その他の手当に関する問合せ先  
障害者支援課障害者福祉係  
☎(3647)4952  
FAX(3647)4910

# これからパパ・ママになる方へ 休日版両親学級

## 6月開催分からウェブ申込を開始

赤ちゃんが生まれてからの生活について、参加者と交流しながら一緒に考えてみませんか。

時 場 下表のとおり  
人 区内在住で初めて赤ちゃんを迎えるご夫婦50組(抽選)  
費 無料

内 先輩パパ・ママ体験談、パパの妊婦体験、子育てについての講演、参加者との交流、沐浴デモンストレーション

申 往復はがきに①江東区休日版両親学級希望②参加希望日(第2希望まで)③希望は第1希望より遅い日程④夫婦の氏名・ふりがな⑤住所⑥電話番号⑦出産予定日を記入し、〒105-0021港区東新橋2-1-9 15パラッツォマレーア6階(株)メディアカルワールド江東区両親学級係へ郵送またはウェブ(HP)

城東保健相談所  
☎(3637)6521  
FAX(3637)6651

深川保健相談所  
☎(3641)1181  
FAX(3641)5557

深川南部保健相談所  
☎(5632)2291  
FAX(5632)2295

城東南部保健相談所  
☎(5606)5001  
FAX(5606)5006

物価変動に応じた改定による児童扶養手当および特別児童扶養手当等の手当額(月額)

	平成29年度	平成30年度
手当額改定率		0.5%
児童扶養手当(児童1人目)	42,290~9,980円	42,500~10,030円
児童扶養手当(児童2人目加算額)	9,990~5,000円	10,040~5,020円
児童扶養手当(児童3人目以降加算額)	5,990~3,000円	6,020~3,010円
特別児童扶養手当(1級)	51,450円	51,700円
特別児童扶養手当(2級)	34,270円	34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
経過的福祉手当	14,580円	14,650円



# 江東マスターズフィットネス

## 65歳以上が対象 元気なうちから運動習慣を

### 介護予防に取り組みきっかけづくりに、区内5か所のスポーツクラブ(以下、クラブ)から希望施設を選んで、設備利用の体験ができます。専門スタッフの指導が受けられ、自分のペースで運動に取り組みます。

時 6月中旬から7月末まで(利用決定通知が届いてから週1回、全4回) ※初回利用日は、クラブにより指定日となる場合があります 場 下表のとおり

費 2,000円  
内 初回利用日にオリエンテーション

○クラブの利用規約を遵守できない  
○現在クラブの会員ではない  
○医師から運動を制限されていない

入 次のすべてを満たす方(各クラブ30人程度)  
○区内在住で65歳以上  
○要支援・要介護認定を受けていない  
○医師から運動を制限されていない

# チャイルドシートレンタル

## 児童・幼児用自転車ヘルメット購入 あっせんを実施

道路交通法では6歳未満の子どもを自動車に乗せる場合は、チャイルドシート使用を義務づけています。また、13歳未満の児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務としています。

区のチャイルドシートレンタルあっせん事業では、乳児、幼児、児童用など計14種を取りそろえ、通常料金より最大25%引きでレンタルできます。また、出産前の15日間無料サービスを利用すれば、母子退院の際すぐに使用できます。専門業者が自宅に訪問して、無料で取り付け、適切な使用方法を説明します。

区内在住の方  
電話で(株)愛育ベビー  
☎0120(350)5400  
(一般固定電話)  
☎048(469)2221  
(携帯電話・PHS)  
FAX048(469)2367

※区内在住であることをお伝えください。

平成28年の警察庁交通事故統計によると、6歳未満児における自動車同乗中にチャイルドシート不使用だった場合の致死率は、使用していた場合の約11倍となっています。チャイルドシート使用により、事故発生時の被害を軽減できますが、そのためにはこどもの体格に合ったものを正しく取り付けて使用することが大切です。

シヨンを実施し、高齢者向けプログラムや設備利用(マシントレーニング、水中ウォーキング、エアロビクス、ヨガなど)について案内  
縮 5月18日(金)

フィットネスクラブ	営業時間
コナミススポーツクラブ東大島(大島7-38-30ダイエー東大島店4階) ☎3636-8701	[月火水金]10:00~23:00 [土]10:00~21:00 [日・祝]10:00~18:00
スポーツクラブ ルネサンス北砂(北砂2-16-1) ☎5635-9880	[月火水金]10:00~23:00 [土]10:00~21:00 [日・祝]10:00~20:00
スポーツクラブ&スパ ルネサンス亀戸(亀戸2-1-1 2階) ☎5836-1301	[月~木]10:00~23:00 [土]10:00~21:00 [日・祝]10:00~20:00
スポーツクラブ オッソ南砂店(南砂6-7-15トビレックプラザ西館2階) ☎5634-5505	[月~木]9:30~23:30 [土]9:30~22:00 [日・祝]9:30~21:00 ※5/7(月)~ [月~木]10:00~23:00 [土]10:00~21:00 [日・祝]10:00~20:00
ジェクサーフィットネス&スパ亀戸(亀戸5-1-1アトレ亀戸店6階) ☎5836-8871	[月~金]10:00~23:00 [土]10:00~21:00 [日・祝]10:00~20:00

児童・幼児用自転車ヘルメット購入あっせん  
平成29年中に交通事故で負傷した区内の小学生以下の子どもは56人で、そのうち自転車乗中の負傷事故は26人と半数近くにのぼりました。また、自転車事故による死者および重傷者の多くは頭部損傷によるものです。幼児座席に子どもを乗せる場合も、子ども自身が乗る場合も、ヘルメットを着用しましょう。

区では、区内の自転車販売店にご協力いただき、児童・幼児用ヘルメット購入のあっせんを行っています。店舗により店頭価格からの割引などの特典をご用意しています。

区内在住の方  
左表のあっせん事業協賛店舗へ※購入時に区内在住であるとわかるものをご提示ください。

交通対策課交通係  
☎(3647)4784  
FAX(3647)9287

あっせん事業協賛店舗

店名	所在地	電話
(株)シラカワ・サービス	森下1-16-11	3631-7580
信興産業	白河3-3-14	3641-6478
(有)葵ホンダ	永代2-31-9	3630-1882
自転車やりりん門前仲町店	冬木15-9	5639-9211
中野サイクル商会	毛利1-7-1	3631-2506
自転車やりりん亀戸店	亀戸6-55-17	5836-1901
サイクルセンターニシヤマ	大島4-1-7-107	3638-1974
(株)和光輪業商会	大島5-6-12	3681-9221
佐藤自転車店	大島8-42-10	3682-2729
玉田輪店	東砂4-22-8	3644-7737

